

「岐阜県手話言語の普及及び障害のある人の意思疎通手段の利用の促進に関する条例(案)」に対するご意見の内容とご意見に対する考え方

※いただいたご意見を集約し、その要旨を掲載しています。また、今後の施策の参考となるよう、県担当部局にご意見を情報提供させていただきます。

- ・意見者数:42名
- ・意見件数:76件

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
1	全体	私達、ろう者の中には文章が苦手なものがおり、折角の条例案の意味がつかみきれません。ろう者の言語である、手話での説明を動画であげてほしい。	ご意見の趣旨は、今回の条例制定に係るパブリック・コメントを実施するにあたり、欠けていた視点であります。今回の条例制定に係るパブリック・コメントでの動画作成は行うことができませんでしたが、本条例の制定後、障害のある方に配慮した方法により、条例の周知を図っていくよう検討してまいります。 なお、いただいたご意見は、本条例のみにとどまらず、県における特に障害者施策に関する条例等に係るパブリック・コメントを求める際において必要となる視点であることから、県の担当部局にも情報提供させていただきます。
2	全体	条例案にルビがないのですが、内容が難しくて分からないので、別の手段で内容を分かりやすい表現と手話動画に付けて欲しい。	同上
3	全体	条例の内容はすべてのろう者が理解できるものではない。文章の弱いろう者やろう高齢者は条例の意味が理解しづらい。動画やルビなどを配慮してもらいたい。(要望)	同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
4	全体	手話言語条例と意思疎通手段のコミュニケーション条例が一緒になっている形ではわかりにくく、別々の形の方が良いと考えるがあえて一緒にした理由は？	<p>本条例案は、平成28年3月に制定した「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例(以下「清流の国づくり条例」という。)」を上位条例と位置付けており、清流の国づくり条例で言語と位置づけた手話を普及するとともに、手話を含め障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する具体的な取組を推進していくことで、清流の国づくり条例の目的である共生社会を実現していくことを目的としています。</p> <p>障害の態様は様々であり、障害特性に応じた手段による意思疎通の支援を必要とするのは、聴覚障害に限られるものではありません。そのため、手話だけでなく、要約筆記、点字をはじめ、様々な意思疎通手段の利用等に関する取組を推進していく必要があり、関係団体からのご意見も踏まえ、本条例案が適切であると総合的に判断したものです。</p> <p>併せて、手話が言語であるということは、国際条約や障害者基本法において明らかにされていますが、いまだ手話に対する理解が浸透していないため、特に、手話に対する県民の理解を深める必要があることから、手話言語の普及については、本条例における独立した目的としているものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
5	全体	岐阜県手話言語条例の普及及び障害のある人の意思疎通手段の利用の促進に関する条例(案)だが、手話言語条例が大部分を占めているように感じる。手話言語条例単独にした方が、分かりやすく認知されやすいのではないか？	同上
6	全体	手話言語及び障害のある人の意思疎通条例案も内容がまた被っているので、手話一本化にした条例案にした方がいい。	同上
7	全体	手話は私たち聴覚障害者の言語です。私たちの本意にそった内容になる様お願いいたします。	同上
8	全体	意思疎通手段の利用の促進とその中の一つである手話言語の普及が及びという接続詞で併記されていることに違和感を覚えます。他都市のように手話言語条例として分けたほうが、分かりやすいと思います。	同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
9	全体	手話言語条例の制定とてもいいと思っています！ ですが、手話言語条例以外の点字なども入ってきていて幅を広げ過ぎて内容が薄くなってしまわないか心配です。手話なら手話で特化しては？ 鳥取県や三重県などの手話言語条例を拝見するとよりそう思います。	番号4の意見に対する回答に同じ
10	全体	情報コミュニケーションの手段も2本立てて制定を！	同上
11	全体	手話言語条例を目指していきたい。	同上
12	全体	岐阜県手話言語は必要です。	同上
13	全体	現在、手話を学んでいます 動機は何年か前に社会見学に来た子供たちの中にひとり聾啞者がいました 我が社には、ひとりだけ手話ができる方がみえるのですが、その人がたまたま 出かけず社にいたので対応できました その時、時間が出来たら私も取得したい・・・と思い、ようよう夜の部(手話奉仕員 講座)が開かれ、通っています 情報を得るための器官に障害を持っている人と、そうでない障害者は少し違う気が します 聾啞者は文字(文)を目で聞く、盲者は指先で文字を聞く それが日常であるということ、伝達手段が特殊であることを理解しやすく書いて あると良いと思います	同上
14	全体	ろう者は岐阜県手話言語条例の制定を望んでいる。 「それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段」とあるが、すべての障がい者の 意思疎通手段を1つの条例にまとめることは難しい。それぞれの障がいにあった 条例が必要ではないか。	同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
15	全体	この条例が県民に広く知られて、手話がより多くの人に正しく認知されることを願います 聴こえない子どもたちが、手話で学べる環境作りが進むことを願っています 辛い時代を生きて来たろう者が、差別されない社会になる条例になることを期待します	障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することのできる環境整備に向け、県議会としても担当部局に対応を求めてまいります。
16	全体	コミュニケーションの壁があり、隣近所とも朝夕の挨拶ぐらいで、自治会など地域活動への参加はなかなか進みません。 少し話合えばお互いに理解しあえることが大切なのではないかと。	同上
17	全体	この条例案は、聴覚障害者には、難しすぎてわからない。	条例の目的を実現するために、その趣旨や規定を障害のある人を含む県民の皆様に理解していただくことが重要であると考えておりますので、条例制定後は積極的なかつ分かりやすい周知・啓発に努めてまいります。
18	全体	条例案は、テーマと内容があまりにもかけ離れており、私達聴覚障害者には、全く意味がわからないことばかりだらけで、到底理解に苦しむものばかり。 こんな中身のない案を作った人に対してとても失望しました。	この条例は、県民の手話に対する県民の理解促進と、障害のある人が障害特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、利用環境の整備等を推進するため定めたものです。条例の目的を実現するために、その趣旨や規定を県民の皆様に理解していただくことが重要であると考えておりますので、条例制定後は、積極的なかつわかりやすい周知・啓発に努めてまいります。
19	全体	素晴らしい条例ができて、私達県民が知らないままの場合があります。この条例を広く周知するために、具体的に何か考えてみえますか？	本条例の制定後、担当部局と連携し、障害のある方に配慮した方法により、条例の周知を図っていけるよう具体的に検討してまいります。
20	全体	とても良い条例ができることを嬉しく思います。ただ県民の中でこのような条例ができて知らない人がいると思います。その場合どのように周知を図られるのでしょうか？	同上
21	全体	具体的な施策等に関しては、当事者の意見を反映してもらいたいです。 聴覚障害者には、手話、視覚障害者には、点字等、条例自体も個々の障害に合わせた表記・表現でお願いしたいです。	障害の態様は様々であり、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関する取組を進めていくことが求められることから、関係団体からのご意見も踏まえ、本条例案としたものです。

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
22	全体	全体の条文を見ると、明確さがあまりない。強く求めている感じはしない。(感想)	条例制定後も、県議会としては条例中の基本施策等が実現するよう、担当部局の対応を求めてまいります。
23	全体	「…努めるものとする」の文が多く載っている。努めるというより「実施する」と提示してもらいたい。	本条例は、手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通手段を、社会全般において支障なく利用することができるように、県、県民、事業者、障害のある人等が一体となって推進していくという理念を謳っております。その点を踏まえ、県議会としては、県を含め各主体の努力を促していくという形で条文を整理したものです。 もちろん、県議会としては、本条例制定後の県の取組状況を検証し、条例に沿った施策の推進を求めてまいります。
24	全体	条例文に行政・教育・企業・観光・医療・防災という分野をはっきりさせ、手話(情報保護)に関わるものを入れてください。(要望)	この条例では、ご指摘の分野を含む県民生活に関わるあらゆる分野での意思疎通手段の利用の推進等について規定したものであることをご理解いただければと思います。 なお、手話に係る情報保護については、国や他自治体における動向を注視し、関係団体のご意見も踏まえながら、的確な対応を関係部局に求めていきます。
25	全体	手話というものでわかりやすくパンフレットをのせてほしい。	いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
26	全体	字幕だけでなく、手話でわかりやすく動画を出して増やしていけるよう求めてほしい。	同上
27	全体	意思疎通手段の利用についての記載が多くありますが、手話言語の普及に関する記載がありません。例えば、県民や事業者は、手話言語の普及に関しどのような役割を担うのでしょうか。	「手話言語の普及」は、「手話が言語の一つであることを普及すること」と定義づけており、一方で言語の一つである手話は意思疎通手段の一つとして定義づけ、県、市町村、県民、事業者に対し、手話を含む意思疎通手段の理解、利用等の促進のための役割を規定しているものですので、ご理解をいただきたいと思います。

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
28	全体	<p>私は今、岐阜市手話奉仕員養成講座で手話を学ばせていただいています。手話についてはほんの初心者です。熱心に楽しく先生方からは教えていただいています。学ばせてもらって思うのは手話は聴覚障害の方たちにとって、単に事柄を伝えていく道具というよりは、自分自身を豊かに表現していくための「言語」であり、障害の有無にかかわらず「意思疎通」を可能にしてゆくものだとつくづく感じます。それは、例えば人間関係を生み、生き生きとした誰にも社会の一員であることを実感し、表現する事を可能にしてゆく、手話の大きな一つだと感じるのです。まさに言語の持つ役割です。</p>	<p>この条例を制定することにより、県民の手話等の意思疎通手段に対する理解が深まるよう、県議会として担当部局に具体的な対応を求めてまいります。</p>
29	全体	<p>条例案を拝見しました。 正直、難しいです。 だから、普段思っていることを綴ります。 外で手話で話していると周りの反応が色々です。 子ども達は不思議そうに見つめ続けます。 ちらちら見る人、身を乗り出して見る大人もいます。 その度感じます。手話がもっともっと身近なものになればいいのになと。 サークルの存在や講座があるという宣伝(表現が変ですが)はもちろん、学校等で子どもが手話に触れあう機会を増やす事は大切ですよ。 条例を作ると同時に実際の行動をしなければただの飾りになってしまうと思うので。</p> <p>手話は言語です。日本語、英語、フランス語…それらと同じだと思っています。 言語だから大切なもの。 日々そう感じてます。</p> <p>主旨からずれていたら申し訳ありません。</p>	<p>この条例を制定することにより、県民の手話等の意思疎通手段に対する理解が深まるよう、県議会として担当部局に具体的な対応を求めてまいります。</p>
30	全体	<p>こういった条例がつくられることは喜ばしいことだと思います。手話サークルに入っている私はこの条例について知ることができました。しかし一般の人は条例がつくられても内容について深く考えることもないと思います。よい条例がつくれようとしているので、これが多くの人に周知されるような広報活動がなされることや、県民がつくられたことを認識するような手話を使った活動がなされることで、この条例ができ、岐阜県がこう変わったといえるようになると思います。</p>	<p>この条例の目的を実現するために、その趣旨や規定を県民の皆様に理解していただくことが重要であると考えておりますので、積極的な周知・啓発に努めてまいります。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
31	第1条	障害のある人もない人って身体障害者と健聴者のことでしょうか？では、手話を関わる人はどんなのでしょうか？はっきりしないのでわかりにくい。手話に関わる対象者をハッキリした条例が欲しい。	この条例案は、清流の国づくり条例を上位条例と位置付けており、「障害のある人」とは、「障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」と定義しており、身体障害者に限られるものではありません。また、手話に関わる人とは、手話を意思疎通手段とする障害のある人だけではなく、手話通訳者等障害のある人の意思疎通を支援する者も含むものです。
32	第2条	手話言語条例のはずなのですが、なぜ第二条 四の意思の疎通手段で、手話以外が出ていて、その他の障害がある人とはどう言う意味でしょうか？確かに中途難聴になった方には筆談等も必要かとおもいますが。	番号4の意見に対する回答に同じ
33	第2条	盲ろう者は除外ですか？(質問)	この条例は、盲ろう者を対象から除外するものではありませんが、ご指摘のとおり、盲ろう者には、盲者やろう者とは異なる固有の困難な状況もあるため、第2条第5号では、「盲ろう者向け」という表現を意図的に使用しています。ただ、ご指摘のような誤解を避けるため、ろう者は、盲ろう者を含む意味であることを明記するよう第2条第2号を修正したいと思います。
34	第2条	手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代読、代筆→手話、要約筆記、点字、点訳・音訳、筆談、代読、代筆	ご指摘のとおり条例を修正したいと思います。
35	第4条	大変であるとは存じますが、県民に手話の理解促進をしようとするためには、議員や県職員が先頭に立って手話を身につけ、県民に対するお手本となる必要であると考えます。	いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
36	第4条	大変であるとは存じますが、県民に手話の理解を促進しようとするためには、議員や県の職員が先頭に立って手話を身につけ、県民に対するお手本かになる必要であると考えます。	同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
37	第4条	高齢化社会が進む中に、手話での使い方おぼえて増やして、生きがいとして手話を使って表現し、コミュニケーションをして使いたいです。	この条例の制定により、県民の手話に対する理解が深まることを期待しているところです。今後、県議会としましても、県民の手話に関する理解の促進が図られるよう、県担当部局に対応を求めてまいります。
38	第4条	一般の方にも手話というものに対して、普及してほしい。	同上
39	第8条	声をあげた障壁を障壁でないと一蹴される懸念が常にある。この条文は障害のある人に対する合理的配慮に欠けているように感じるので削除してほしい。	共生社会実現のためには、健常者からの一方的な配慮だけでなく、障害のある方からの発信も重要と考えております。そのため、障がいのある人から自主的に伝えるということは、重要な事項だと考えます。ご指摘の点については、今後、国や他自治体における対応の動向を注視し、また、障害者施策推進協議会などでの議論を踏まえながら、本条例の改正が必要となれば改めて検討をしてまいりたいと思います。
40	第8条	障害のある人が周囲の人に助けを積極的に伝えなかったから、県は何もしなくて良くなり、責任を問えなくなるのではないかと。また、障壁を障壁でないと一蹴される懸念が常にある。この条文は障害のある人に対する合理的な配慮に欠ける事から削除を求める。	同上
41	第8条	障害のある人が周囲の人に助けを積極的に伝えなかったら、また聴覚障害者のように声をあげることができない場合の配慮は考えて頂いていますか？	いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。なお、県では平成29年8月から「ヘルプマーク」を障がいのある方などにお配りし、いざという時の助けとなるよう普及に務めているところです。
42	第8条	第8条(障害のある人の役割) ・県の施策に協力するとあるが、この点についてはどの内容を意味しているのでしょうか？ 施策事例をあげるならば、障害のことを積極的に発信する内容なのか、障害に全く関係ない内容なのか、文章内容及び意味を確認させていただきませんか？	ここでいう県の施策とは、第4条で規定している、県民の手話に関する理解の促進、意思疎通手段を利用しやすい環境の整備、県民への教育活動、広報活動等をいうものと解しています。

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
43	第 8 条	<p>第8条(障害のある人の役割) 『意思疎通手段を利用する上で障害を感じる場合は、自主的に伝える』とありますが、その場で伝えても対応して頂けるとは限らないのではないのでしょうか？何らかの法的な相談窓口などがあれば、より安心して伝えやすくなる場所ではないのでしょうか。</p>	<p>共生社会実現のためには、健常者からの一方的な配慮だけでなく、障がいのある方からの発信も重要と考えていることから、このような規定としております。</p> <p>なお、障がいのある方が申し出た場合で、対応者が合理的な範囲で実現可能な対応を怠った場合等については、障害者差別解消法に基づき、県の障がい者差別解消支援センターが相談をお受けし、しかるべき場合は対応者へ指導助言する等の体制を整えておりますので、併せてご承知おき頂ければと存じます。</p>
44	第 8 条・第12条	<p>(障害のある人等の役割) 第8条 (意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保) 第12条</p> <p>障害のある人の役目とあり、もちろんお互いに理解しあう、寄り添いあうのも大事です。聾者の方に教えていただいたとても響いた言葉です。 「一生懸命努力しても耳が聞こえるようにはなりません。でも健聴者の方は、一生懸命がんばれば聾者と話をする事ができるのです。」 そうなんです。聞こえない耳はどんなに頑張っても聞こえないのです。私たちから寄り添いにいかなければ。 それで、12条の学習の場をいろいろな段階で講習会をお願いしたいです。 よろしくをお願いします。</p>	<p>この条例の制定により、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が進むよう県議会としても担当部局に対応を求めてまいります。</p> <p>また、いただいたご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
45	第10条	<p>観光地に手話を使いやすい環境が必要です。 災害時、手話による情報の措置を講ずるべきです。</p>	<p>第10条第2項において、障害のある人が災害その他の非常の事態において、意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものと規定しています。</p> <p>なお、観光地の手話使用環境整備に関するご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
46	第10条	<p>スマホやタブレットがあれば「手話フォン」を利用できるので、岐阜県にも設置してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
47	第10条	病院の窓口で名前を呼ばれた時、聞こえない。薬も名前を呼ばれた時間聞こえない。	同上
48	第11条	病院に手話通訳がないので医師とのコミュニケーションが十分伝わっていないことがあるので医師や看護師も手話で説明など整えるようにしてほしい。	同上
49	第11条	聴覚障害の為、手話通訳範囲をもっと広げてほしい。 例：会社での講演会とか、教育日の為、通訳が必要です。(いつも頼んでも”ムリ”って言われる(理由：金ない、会社負担困難))	同上
50	第11条	全ての公共施設に手話通訳者の措置を。それに対する働き方のルールの明確化	いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
51	第11条	公共施設(デパート等)に筆談ボードの設置を。手話がまだでもコミュニケーションの手段として必要ではと思います。	同上
52	第11条	高齢化社会が進む中、講師も通訳者も少なくなっているのが現状であり、手話そのものに対する環境を見直してほしい。 教えやすく、学びやすく、覚えやすく、そうすれば少しずつ増えていけると思う。そのためには負担をかけない環境を保証してほしい。	手話通訳者等の支援者やその指導者の育成が課題であると認識しており、そのため、第11条のとおり市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備に努めることとしています。また、第12条のとおり学習の機会の確保にも努めるよう規定しています。

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
53	第11条	<p>ろう者や、難聴の方が行政、病院、災害にあった場合に、健常者の方となんら変わりなくスムーズに対応できるよう、手話が出来る方が駐在している環境になればいいなあと思います。</p> <p>(機関に身分保障された手話通訳者の設置を義務付けるなどすると)ろう者も、手話通訳者になりたい人も双方良いのでは!</p> <p>鳥取が取り入れている遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスモデル事業も、是非岐阜県にも取り入れてもらえたらと思います。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
54	第11条	<p>第二章の第11条、12条は大切だと思います。東海地震が騒がれている今、災害が起こった際、ろう者は情報が手に入らず大変な思いを強いられると思うので、少しでも手話ができる人を育てて行って欲しいとおもいます。</p>	<p>県議会としては、引き続き手話通訳等の支援者の養成に努めるよう担当部局に対応を求めてまいりたいと考えております。</p>
55	第11条	<p>手話の普及においての手話通訳者、中途失聴・難聴者の意思疎通手段の支援者のようやく筆記者等、全体的に支援者の数が少ないと感じます。早急に体制の整備が必要と思います。</p>	<p>同上</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
56	第11条	<p>私は若い時にメニエル病を繰り返し、いつの間にか耳が遠くなってしまいました。さらに、60歳の時、心臓バイパス手術を行いました。その際のMRI検査で直径2.5cmの聴覚腫瘍が見つかりました。ガンマナイフで治療したものの、その後も軟調が進んでおります。</p> <p>難聴の程度については、狭い自宅の部屋でさえ、妻が何を言っているのか分かりません。ましてや車等の騒音のある屋外では、人声が「音」として聞こえても、その「音」の識別ができず、言葉の意味を聴き分けることができません。いわゆる感音難聴と伝音難聴の混合型です。そのため高い補聴器もほとんど役に立っておりません。いずれにせよ、日常生活での意思疎通に大変困っているのが現実です。</p> <p>こうした中、私は今、地元の手話サークルでお世話になり、ご指導を頂いております。一人でも多くの人と、そして少しでも意思疎通できる手段を増やしたいと思っています。</p> <p>県及び市町村は、「いつでも、どこにでも」派遣できる独自の「支援者」(条例第2条5号)を公的責任において必置していただきたい。わが瑞穂市の実情を見ても、住民の代表期間である議会です。手話通訳、要約筆記すら配置されていません。まさに聾者や難聴者は、そもそも「住民でない」と排除されているに等しいのです。</p> <p>これでは、「障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会(共生社会)の実現」は絵に描いた餅となります。</p>	<p>この条例の制定により、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が進むように県議会としても担当部局に対応を求めるとともに、既に、県議会としても県議会中継での手話通訳導入に向け検討を行っているところです。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
57	第11条	<p>県民に意思疎通手段を知ってもらう事、支援者の人材育成は大切で、特に若い支援者を増やして行く必要があると思う。</p> <p>そのために学習機会の確保をし、多くの県民が理解を深めていける環境作りが大切だと感じる。</p> <p>災害時の非常に事態において意思疎通を図る事ができるように努める必要がある。</p> <p>障害のある人、そうでない人皆が安心して暮らせるように互いに意見を言い合え、理解し合える社会作りを目指していきたいと考える。</p>	<p>この条例の制定により、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が進むことを県議会としても担当部局に対応を求めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>
58	第11条	<p>人材育成は重要な条文であると考え。しかし、他の条文全体を見ると、育成のみしか記載なく、手話通訳者や手話通訳士になった後の身分の保証がなされていない。これでは派遣の登録をする気がなくなるのではないか。身分を保証する仕組みも設けるべきである。</p>	<p>いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
59	第11条	人材育成は重要な条文であると考えます。しかし、他の条文全体を見ると、育成のみしか記載がなく、手話通訳者や手話通訳士になった後の身分の保証がなされていない。これでは、派遣の登録をする気が無くなるのではないかと。身分を保証する仕組みも設けるべきである。	いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
60	第12条	第12条に次の2項を追加する。 「2. 県は、手話言語の普及と技術の向上を図るために、県民並びに障害のある人等が参加して行う自主的な活動を支援するよう努めるものとする。」 県の取り組みが大切と思いますが、県主導ではなかなか進まないのではないかと。県民並びに障害者団体、支援者、学校等の草の根の活動が大切だと思います。 その意味で、「県民参加」と「自主的な活動」「県の支援」をキーワードとして入れました。 地域や学校における手話サークルも年々衰退傾向にあります。自主的な草の根活動を活発にするための支援こそ大切だと思います。	ご指摘のとおり、手話言語の普及と技術の普及に向けて、県民や障害者団体等による草の根活動を活発にすることは重要な課題であると認識しています。 このため、条例案第11条に記載のとおり、「障害のある人が意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備」に努めるなかで、県民等の自主的な活動に対する支援についても、市町村その他事業を行う者等と協議しながら検討してまいります。 なお、ご提案の条文の追加に関しては、条例案第11条の案文にご提案の内容を含んでいると整理できることから必要ないものと考えておりますが、今後、国や他自治体における対応の動向を注視し、本条例の改正が必要となれば改めて検討をしてみたいと思います。
61	第12条	条例通りに促進されることを期待しています。 支援者という区切りが無くなるような岐阜県になるまで、皆に幅広く手話の学習機会が与えてもらえるようになってほしいです。	この条例の制定により、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が進むよう県議会としても取り組んでまいります。 いただいたご意見は、今後の施策立案の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
62	第12条	習得や養成などを含めた手話の学習や集会の場を設けるために市町村の公共施設を利用しやすくする(要望)(例えば、〇〇町内在住のみしか使えないという施設があるため、集まりにくい)	いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
63	第12条	消防車、警察、病院は手話の勉強を覚えるのに必要ですので、手話サークルに来てほしい。	同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
64	第12条	障害のある人もない人も分け隔てなく、共に安心して暮らせる社会になることなどを目的とすることはとても良いことだと思います。 災害や非常の事態において情報を円滑に交換できるよう、皆さんが手話を使うよう知識を身につけていけたら良いと思いました。 いろいろな所で手話を知るイベントや講習会など聞いて欲しいと思います。	この条例の制定により、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が進むことを県議会としても取り組んでまいります。 いただいたご意見は、具体的な施策に関するものもありますので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
65	第13条	ろう児に対しての配慮を。困ったときは「岐阜県立聾学校」や「県聴覚障害者センター」に相談するように勧めていただきたい。あらゆる学校で手話を普及してほしい。(要望)	いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
66	第13条	小学校の授業に英語や点字は学習しますが手話はありません。点字のように学習する機会があるといいのではないかと思います。	同上
67	第13条	学校での手話教育の環境整備が必要です。	条例第13条において、学校の設置者は、児童等が手話を含め、必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。
68	第13条	県立高校の選択科目に「手話」を取り入れていただきたい。(石狩高校も選択科目に取り入れている。) 早い時期から手話に関心を持っていただき、それがきっかけで手話通訳者、手話通訳士をめざし社会福祉分野で活かせたらと願います。現在、岐阜県の登録手話通訳者は高齢化が進み(50代～70代)、危機的状況にあるため。	いただいたご意見は、具体的な施策に関するものですので、今後の県における対応の参考となるよう、県担当部局に情報提供させていただきます。
69	第13条	県下の小中学校に手話クラブを設けて手話を通じて聞こえない方への理解を広めていただきたい。	同上

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
70	第13条	<p>こうした条例の制定は大賛成です。是非とも実現していただきたいと思ひます。</p> <p>ただ、この規定は、学校教育でのことを規定しているようですが、幼児が通うのは、幼稚園だけでなく、保育所、保育園だっています。「児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備」とか「教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置」とか「保護者からの意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援」とかは、保育園や保育所は必要ないのですか。それとも障害のある子供は保育所には通わなくていいということなんですか。学校教育である幼稚園と、福祉の方の保育所や保育園と、いつも縦割り行政で、こっちはやるけどこっちは別ということが多いように思ひます。障害のある子供を持つ親にとっては、幼稚園であろうが保育所であろうが安心して子供を通わせたいと思うんじゃないかと思ひますが、ちがうでしょうか。障害のある子を持つ親の立場に立って考えていただくことを願ひします。</p>	<p>ご指摘のとおり、この条項では、学校教育における、手話を含めた意思疎通手段の利用環境の整備について規定しています。</p> <p>この条例案では、手話について、日本語と同様、独自の語彙及び文法体系を有する言語として定義しています。思考力・判断力・表現力等の基盤となるのは、言語の能力であり、言語の習得環境は、学校の教育課程において、文法力や語彙力を高める機会が確保される必要があるため、この条文では、学校における学習が障害特性に応じた意思疎通手段により、なされることを学校設置者に対し求めているものです。</p> <p>なお、保育園及び保育所に通う障害のある子への対応についても必要性は理解しておりますが、未就学児に対しては、学習の前段階として個々の障害や発達状況に応じた児童発達支援事業が市町村等においてなされていることから、県議会として県担当部局に対し、市町村とともに条例の趣旨を活かした一層の取組を求めてまいりますので、ご理解よろしく願ひします。</p>
71	第14条	<p>事業者が障害のある人の雇用の取組に対して県が協力する事は必要であるが、雇用した後の、環境整備も必要ではないか。また努力規定だと雇用する側としては環境の整備をする時に支援を受けられなくなるのではないかと不安になる。このため、次のような表現を加えて欲しい。</p> <p>→県は障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び障害のある人が働きやすい環境の整備のために事業者が行う意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>条文中「障害のある人を雇用するとき」には、雇用後のことも含まれていると解しておりますが、事業者自らの自発的な取組が重要であることから、県は支援を行うのではなく、協力するという表現にしています。</p> <p>なお、努力義務に止めている趣旨も同様です。</p>
72	第14条	<p>県が事業者の障害のある人の雇用の取組に対して協力する事は必要であるが、雇用した後の環境整備も必要ではないか。また、努力規定だと、雇用する側としては環境の整備をするときに支援を受けられなくなるのではないかと不安になる。このため、次のような表現を加えて欲しい。</p> <p>県は、障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び障害のある人が働きやすい環境の整備のために事業者が行う意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>条文中「障害のある人を雇用するとき」には、雇用後のことも含まれていると解しておりますが、事業者自らの自発的な取組が重要であることから、県は支援を行うのではなく、協力するという表現にしています。</p> <p>なお、努力義務に止めている趣旨も同様です。</p>

番号	条項	いただいたご意見	ご意見に対する考え方
73	第14条	<p>3枚目、(事業者の役割)2 障害のある人を雇用するときは、障害のある人の意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>→現状、雇用する企業が比較的大きい企業でないと募集がないことがあり、地元地域では仕事がないため交通面などで苦勞する。</p> <p>また、会社への提出物に対して、日本手話で育つたろう者にとって文章は苦手。その文化知識がないため、文章がおかしいと言われることがある。 会社の知識をより深めることが大切だと思うので、その辺りを少し強調して欲しい。</p>	<p>条例の規定ぶりというよりも、この規定による具体的な取組が重要ですので、ご指摘の趣旨を踏まえた対応ができるよう県議会としても働きかけてまいります。</p>
74	附則	<p>障害ある人ない人の条例案に手話を削ると予定となっておりますが手話以外障害者との対象？</p>	<p>番号4の意見に対する回答に同じ</p>
75	附則	<p>第12条中「及び手話に対する理解」を削る意味は、理解しない人は、しなくてもいいという事なのか？意味が無い。全部白紙にして作り直したらどうか？</p>	<p>清流の国づくり条例第12条中、手話に関する部分を削る理由は、今回、手話に関する新たな条例を制定するため、清流の国づくり条例中の手話に関する部分が重複することになるので、新条例の制定と同時に改正するものです。 学校教育における手話に対する理解の促進は、今後も継続して取り組むものと考えております。ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
76	附則	<p>第11条第2項及び第12条中の「及び手話に対する理解」を削ることになった理由を知りたいです。 手話言語法が制定されてきた今、日本語では理解できず、筆談にも伝わらないろう者が手話をもって100%理解できる人がたくさんいます。だから「手話が言語として認められてきた」のではないのでしょうか。 どうして削られるのかなーと、理由を知りたいです。</p>	<p>清流の国づくり条例第12条中、手話に関する部分を削る理由は、今回、手話に関する新たな条例を制定するため、清流の国づくり条例中の手話に関する部分が重複することになるので、新条例の制定と同時に改正するものです。 学校教育における手話に対する理解の促進は、今後も継続して取り組むものと考えております。ご理解くださいますようお願いいたします。</p>